

会 報

No.62

# やまぐち

平成8年

5 月発行



## 錦 帯 橋

川を渡る龍のごとく 見る者をひきつけてやまない見事な景観  
精巧無比な構造 ゆるやかな五連のアーチを描く錦帯橋 山は  
富士 滝は郡智 橋は錦帯 とうたわれしこの橋は 名実共に  
日本三名橋の筆頭といえよう

山口県土地家屋調査士会

## 目 次

着任あいさつ	山口地方法務局次長 浜田 孝	1
	山口地方法務局首席登記官 品川 寿興	2
年計表を分析して	会長 乗川 良介	3
本部役員・支部長合同会議開催		5
本部研修会開催		7
震災地不動産表示登記報告会開催		8
支部企画委員と本部業務部との合同会議開催		10
新人会員研修会開催		12
新人会員紹介		13
山口地方法務局平成7年度末・平成8年度当初人事異動一覧表		15
「4月1日表示登記の日」無料相談開催		20
研究室だより（年代別地積測量図の特徴と分類）		23
クラブだより（囲碁クラブ・釣りクラブ）		34
投 稿		
登記事務はコンピュータ化によってどう変わるか		37
戦争体験記		43
事務局だより		45



## ごあいさつ

山口地方法務局次長

浜 田 孝

4月1日付けの人事異動により、山口地方法務局次長を命ぜられ過日着任いたしました。前任地は広島法務局ですが、もともと山口局の出身であり、この度10年振りに再び出身局で勤務させていただくことになりました。幸い、旧知の方も多いため大変心強く、かつ、懐かしく思っております。何かとお世話になると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の法務局に課せられている重要課題の一つに、登記事務のコンピュータ化の問題があります。申し上げるまでもなく、登記事務のコンピュータ化の最終目標は、登記事務処理体制を抜本的に改善し、事務処理の迅速化・適正化を図り、併せて利用者に対するサービスの向上を図ることにあります。

登記事務のコンピュータ化は全国的に著実に進展しており、本年3月末日現在、26局150庁においてコンピュータによる事務処理を行っております。当局においても、第一庁目として、本局登記部門が本年9月からの稼働を目指し準備を進めているところであります。また、これに続く2庁目として、本年8月から防府支局において移行作業に着手する予定にしております。

なお、現在は不動産登記のコンピュータ化を先行させておりますが、商業登記につきましても順次コンピュータ化を進めていくこととしております。

また、もう一つの重要課題として地図整備の問題があります。特に、本年度は、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託いただき、宇部支局管内の一部地域について法17条地図製作作業を実施することとしております。

法務局といたしましては、これら事業の円滑な推進に向け努力してまいりますが、会員の皆様方におかれましても趣旨を御理解いただき御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任のごあいさつといたします。



## 着任のごあいさつ

山口地方法務局

首席登記官 品川 寿興

4月1日の人事異動により、山口地方法務局首席登記官となりました。今後、会員の皆様方には、いろいろお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

私は、地元山口県佐波郡徳地町の出身でありますから、旧知の先生方も多く懐かしいと同時に大変心強く思っているところであります。着任早々の4月16日に調査士会、司法書士会、法務局との三者協議会に出席させていただき、両会の役員の方々の御発言に接し、当局の登記行政の円滑な運営について、格別の御協力をいただいている様子を伺うことができました。心から感謝いたしますとともに、本誌を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、会員の皆様方もすでに御承知かも知れませんが、本局登記部門は、一次として本年9月17日から、二次として11月25日からコンピュータによるブックレス庁としてオープンをすることとしております。このオープンのために、会員の皆様方に御協力をお願いしなければならないことが多々あると思いますが、これは、情報化社会に対応した登記制度の確立のためには、避けて通ることのできないものでありますから、ぜひ、会員の皆様方に御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

また、今年度は、宇部市大字東須恵（通称、旭が丘団地）の一部について、不動産登記法17条の地図を作成することになっております。実施面積は0.29平方キロメートル、筆数、560筆、所有者390名と小規模ではありますが、山口地方法務局にとっては、昭和45年以來の26年振りの事業となるわけであり、本事業は、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託して実施することとしておりますので、これにつきましても、御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

いろいろ述べましたが、最近における登記行政をとりまく環境は誠に厳しいものがありますので、登記行政の適正かつ円滑な運営に対しまして会員の皆様方の、御支援と御協力をいただきたく、重ねてお願いいたします。

以上、お願いばかりで誠に恐縮と思ひながら、最後に、山口県土地家屋調査士会の御発展と会員の皆様方のますますの御繁栄を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

## 年計表から見た我が会の実状

会長 乗川良介

平成7年は、阪神淡路大震災、オームサリン事件、住専を始めとする金融破綻等、何一つとして、楽しいニュースは見当らない上に、リストラによる雇用不安、行事に伴う、登記所の統廃合等が進み、企業、商人の廃業、倒産が多発した一年でありましたが、我が業会は比較的安泰に推移したと思えます。

今年、日本経済も少しは安定し、明るさが見えて来そうな感がいたします。

さて、昨年は事件数も、全県下で34,400件、一人当たり平均処理件数134件となり、10年前から今日まで、ほぼ横這の状況にあり、列島改造時代の夢は見る事が出来ないものの、安定した事件量が維持されています。総報酬受領額も、34億2,700万円強に達し平成6年対比7%増と云う結果が、年計報告されています。しかしながら、一人当たりの平均報酬額は、1,300万円強であり、十分な収入とは申せません。事務所を構え、機械、器具を備え、補助者を雇用し、業務を営むには、今後報酬問題に真剣に検討する必要があります。

経済企画庁が先日発表した、93年度の県民所得は、全国平均で一人当303万円であり、山口県においても、252万円の所得があったと報じています。仮に補助者を含む3人の事務所としても756万円の所得が必要で、事務所経費、設備費等を考えれば少なくとも3倍程度の売上、すなわち、2,300万円位は報酬を得なければ、健全な事務所の運営は困難と考えられます。

昨年は広島法務局管区内統一の、不動産表示登記事務取扱要領も改正され、運用初年度として、研修も重ね一応定着した様に思えますが、土地家屋調査士法の制度の目的を会員の皆様も充分理解され、なお研鑽を重ね、現地の安定と明確化を業務に反映され、摘正報酬を得ながら、更なる業務の充実と事務所の発展に結び付けて頂きたいと存じます。

昨年は、業務部で検討し、懸案であった標準報酬額の見直しも完成し、全会員のお手元に配布したところでありますが、年計表を分析して見ますと、まだまだ報酬額の運用が充分でない様に思えます。本年度は本来なら報酬額の改定の年ではありますが、今日の日本経済の実情からして見送られる様であり、改定はなされません。本年度も報酬に関する研修も行い、運用面での理解を深めて頂き、前述の通り、年間報酬の一人当たり平均値を、更に1,000万円位アップする努力をしようではありませんか。そして来る21世紀を

迎え、又制度制定50周年の節目に向けて、活力のある調査士会の構築を計ろうではありませんか。

最後になりましたが、別表で平成7年度の年令別、支部別の取扱状況を報告致します。参考とされ、各自分析して見て下さい。

会員の皆様の御健康と、業務の御発展を祈念し、実状報告と致します。

年齢別・年間取扱金額別・会員数（平成7年分）

年齢別	100万円未満	300万円未満	600万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円以上	会員数	平均1人当年間取扱金額
75才以上	8人	7人	4人	1人	2人	3人	0人	0人	25人	4,674,610円
65 "	10	11	5	12	1	1	2	0	42	5,286,793
55 "	3	10	5	2	10	3	4	7	44	15,740,683
45 "	0	5	12	9	18	12	15	11	82	18,020,960
35 "	1	3	8	11	9	8	5	9	54	15,896,426
35才未満	2	2	2	1	0	0	2	0	9	6,908,717
計(山口会)	24	38	36	36	40	27	28	27	256	13,387,909

支部別・年間取扱金額別・会員数（平成7年分）

年間取扱金額	岩国	徳山	防府	山口	萩	宇部	下関	計(山口会)	比率%
100万円未満	1	4	1	4	2	6	6	24	9.4
300万円未満	11	10	1	4	5	4	3	38	14.8
600万円未満	15	4	3	5	1	3	5	36	14.1
1,000万円未満	1	6	5	2	4	8	10	36	14.1
1,500万円未満	8	4	3	7	2	8	8	40	15.6
2,000万円未満	4	6	2	5	1	3	6	27	10.5
3,000万円未満	3	2	2	3	3	8	7	28	10.9
3,000万円以上	5	6	2	5	1	5	3	27	10.5
会員数	48	42	19	36	19	45	48	256	100.0
平均年間取扱金額	11,897,368	13,942,058	13,451,776	14,496,595	10,704,048	14,897,691	12,958,952	13,387,908	

## 理事会・支部長会開催される

平成8年1月18日・19日の両日、山口市「共済苑」に於いて、会長、副会長、理事、名誉会長、相談役並びに各支部長、監事の出席により、新年初めての会議であり、新たな気持ちで開催されました。





## 平成8年度 本部研修会開催

岩国支部 河内 正 幸

2月16日(金)10時30分より小郡の山口グランドホテルにおいて本部研修会が行われた。

反省すべきであるが、いつも通り5分の遅刻で会場に着く。

午前中の部は「GPS測定の実際と調査士業務」の内容で特トップコンの江藤隆志様を講師に招いての講座である。

実際に外で実技研修があるのではと期待していたが、時間の関係か(?)講義のみであった。

支部研修を含め数回にわたりGPSに関する講義をうけているが、なかなか必要にせまるものがなくピンとこないが、GPSに関する研修の日数からしても調査士にとってかなり身近なところまで来ていることは間違いないようだ。

さて眠くなる午後の部は「表示登記の処理と数学との関連について」という演題で民事法務研究所の西島晴先生に御講義をいただいた。

演題からしてかなり頭の痛くなる、眠くなる講義になるものと覚悟して講義を受けたが、残念ながら私の予想を裏切るものではなかった。

(かなり主観が入っているので悪しからず)

それにしても西島先生の表情は実に柔らかく、穏やかであり難しい話をするような感じではないかな〜と思いつつ拝聴していた。

ただ最後にテキストにあった「計算処理の過信は禁物であり丁寧に分析してみる心の落ち着きをもち続けたいものである。それは、計算だけの問題ではなく、人間の行為のすべての分野において言えることであり、とりもなおさず、私自身の生活態度にも言える「自戒の言葉」でもある。」との締めくくりに西島先生のお姿を感じとれた気がした。



## 震災地不動産表示登記報告会に出席して

小 嶋 慎一郎

当時の状況を捉えるため、周知のことではありますが、被災状況から報告します。

名 称 阪神淡路大震災  
 日 時 平成7年1月17日午前5時46分  
 被災状況 死者 6,308名  
 負傷者 41,500名  
 家屋の全半壊（焼） 22万棟

### 内会員の被災状況

死亡 会員 1名 会員の家族 2名  
 建物、設備等の損壊 302件

被災後約1年を過ぎ、去る2月23日標記報告会が下記の通り開催されました。

### 記

会合名 震災地不動産表示登記報告会  
 日 時 平成8年2月23日  
 場 所 神戸市産業振興センター  
 主 催 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会

会場では、調査士会役員、法務局、国土地理院等の報告を受け被害の状況、問題点等が次々に明らかにされました。また、このような状況の中で、全国の会員から寄せられた義援金の額が1億452万8,528円となったこと、さらに各種の激励があり被災会員にとって、この上ない力添えになったこと、また、これを機会に会への帰属意識が高まったこと等が報告され、これらの厚意に対し謝意が表されました。

この場を借りて、ご協力をいただいた山口会の皆様方に報告を兼ね改めて御礼を申し上げます。

さて、従来から筆界は動かないものとされておりますが、今回の震災は、この事をも覆すような前例のない被害をもたらしました。

その結果、平成7年3月29日付け民事局長回答は、次のようになっております。

「地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものと取り扱う。なお、局部的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものと取り扱う。」

この事は、広範囲にわたって地殻が動いたため元に戻すことが不可能であることから、現状を承認せざるをえないとの考え方であり「境界標の重要性」を再認識させるものであります。また、現在でも地元調査士会による相談所への支援、職権滅失登記を行うについての現地支援等、被災地の会員による支援活動が継続されておりますことは心強いかぎりです。以上、この震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに被災地の一日も早い復興を祈念して参加報告とさせていただきます。



## 第10回全国学生自治会連合会大会 と新報やまぐち

第10回全国学生自治会連合会大会が、10月10日から12日まで、山形県山形市にある山形大学で開催された。この大会には、全国の学生自治会代表者が集まり、学生自治会の現状と今後の課題について話し合った。大会の模様を、本紙が随時取材し、本紙を通じて読者に伝えることとした。

第10回全国学生自治会連合会大会は、10月10日から12日まで、山形県山形市にある山形大学で開催された。この大会には、全国の学生自治会代表者が集まり、学生自治会の現状と今後の課題について話し合った。大会の模様を、本紙が随時取材し、本紙を通じて読者に伝えることとした。



山形大学は、1948年に創立された。創立以来、教育の発展に努め、現在では、文系、理系、農工系、医学系の各学部を擁する総合大学として知られている。山形大学は、学生自治会が盛んであり、学生自治会連合会も全国的に有名である。この大会で、山形大学の学生自治会代表者は、全国的な学生自治会の現状と今後の課題について話し合った。

山形大学の学生自治会は、全国的に有名である。この大会で、山形大学の学生自治会代表者は、全国的な学生自治会の現状と今後の課題について話し合った。山形大学の学生自治会は、全国的に有名である。この大会で、山形大学の学生自治会代表者は、全国的な学生自治会の現状と今後の課題について話し合った。



## 平成7年度第2回支部企画委員と 本部業務部との合同会議 議事録

日時 平成8年3月8日 午後 2:00より  
3月9日 午前 11:00まで  
場所 山口市湯田温泉 「防長苑」

### 出席者

本部役員 乗川会長・瀬口副会長・西本部長・難波・渡辺・沖瀬 各理事  
支部企画委員 岩国 大森・沖広 萩 藤津・伊藤  
徳山 田中・龍角 宇部 若林・町  
防府 三刀屋・松田 下関 打越・田村  
山口 福原 (欠席 山口、大田) 以上19名

平成7年度支部企画委員との合同会議を3月8日・9日湯田温泉の防長苑で1泊2日の日程で開催した。

初めに乗川会長より、県内登記所の統廃合の状況やそれに伴う複数の事務所を持つことが出来る可能性があることの説明、又今後の測量方法の変遷や事務所の法人化の可能性等これからの調査士業界の方向性をおりませた挨拶があり、協議に入った。

### 協議事項

#### (1) 平成7年度、支部研修実施状況報告

各支部より報告があり質疑応答を行なった。内容については別添のとおりであるが、特に昨年度より実施されている事務取扱要領の研修を中心に各支部とも開催された様であった。

#### (2) 1筆(全地)測ることについて

瀬口副会長を中心に討議を行なった。出席者より活発な質疑があり17条地図との問題、それに伴う地方税法の修正の問題、誤差の考え方の問題等について意見があり、研究室が作成した「土地の分筆についての地積測量図の法的性格について」「事務取扱要領」の誤差についての論評を軸に応答を行なった。

尚、研究室作成の「土地分筆についての地積測量図の法的性格について」は昨年全会員に配布されており、本年開催された公嘱協会の官公庁職員への研修会においても使用されている為再度一読をお願いしたい。

#### (3) 各支部からの提出議題の研究

2日目は午前9時より再開し宇部支部が技術研修会で実施した資料を基に誤差に対する考え方の討議を行なった。この議題もやはり一筆地(全筆)測定の重要性を考える討議が多く昨年同様議論は17条地図の問題・国有財産境界確認・調査士の報酬を含む大激論となった。

協議事項の一つに調査士が作成する現地調査書の書式を検討する事項があったが時間切れの為次回持ち越しとなった。

(閉会 11:30)

# 平成7年度支部研修実施状況

支部	項目	第1回	第2回	第3回	第4回
岩国支部	日時 7.4.15(土)16(日) 内容 「GPS測量の紹介」 「地図混乱地域に準ずる団地の事務取扱」 「不動産表示登記事務取扱へ留意」 人員 24名 費用 366,136円	7.8.29(火) 「表示登記事務取扱要領について」 人員 19名 費用 10,000円	7.9.14(木) 「表示登記事務取扱要領について」 人員 24名 費用 60,000円	8.3.2(土) 「表示登記事務取扱要領と報酬について」 人員 17名 費用 30,000円	
徳山支部	日時 7.9.15(金)16(土) 内容 「大阪臨海都市視察」 人員 14名 会員、補助者 費用	7.10.27(金) 「表示登記事務取扱要領改正について」 講師 瀬口副会長 西本部長 32名 会員、補助者	8.3.15(予定) 取扱要領改正に伴う報酬額の運用について 講師 瀬口副会長 西本部長		
防府支部	日時 7.6.16(金) 内容 「不動産表示登記事務取扱要領」 「報酬額の運用」 人員 17名(会員16補助者1) 費用 32,000円	7.6.29(木) 「不動産表示登記事務取扱要領について」 防府支局と会員全員による協議会 16名(会員15補助者1) 円			
山口支部	日時 7.7.9・10(土・日) 内容 「研修旅行 鹿児島県」 人員 45名(司法23名調査22名) 費用 964,190円	7.10.17(火) 「境界杭等埋設用掘削機械の実技」 協賛 徳山剛器器 場所 山口市内 一の坂ダム下側の掘 削池 会員15名 補助者5名 115,800円	8.3.14(予定) 法務局との打合せ会		
萩支部	日時 7.11.8(水) 内容 「不動産表示登記に関する問題点」 法務局との合同研修会 人員 会員14名 補助者9名 費用 46,500円				
宇部支部	日時 7.4.26(水) 内容 「不動産表示登記事務取扱要領の改正説明会」 講師 瀬口副会長 法務局宇部支局会議室 人員 40名 費用	7.8.26・27(土・日) 「商標実技研修会」(新着論) 「いこいの村江沙」 38名			
下関支部	日時 7.9.8(金) 内容 「不動産表示登記事務取扱要領」 人員 45名 費用 185,109円	7.3.7(水)予定 「GPS測量について」 基礎説明・現地視察・観測値による 計算 講師 瀬口キヤ	8.3.30(予定) 司法書士との合同研修会 住宅金融公庫の取扱い		

## 「平成7年度新人会員研修会」開催される

去る3月21日(木)に、新人会員研修会が司調会館で行われました。

7名の出席(1人欠席)で、朝10時より午後4時までスケジュールの多い研修会でした。始めに、垂川会長の挨拶と各新人会員の自己紹介がありました。

研修日程として、まず、総務部の八木部長より「土地家屋調査士法概要」、高田副会長より「土地家屋調査士会会則」の説明がありました。

次に財務部の増満部長より「各種共済制度及び保険」についての説明がなされその後、高杉会員から「公職協会」について説明がなされ、昼食となりました。

午後からは広報部の高杉部長より「広報活動」の説明後、瀬口研究室長(副会長)より「研究室業務活動」について説

明がなされ、最後に業務部の瀬口副会長と西本業務部長から

「土地家屋調査士の実務概要」

「地図の備付けのない地域の取扱いについて」

「土地家屋調査士業務と民法とのかわり」

「報酬額運用の説明」

の業務について話がありました、短い時間でしたが、新人会員の方々は研修会の成果を日常の業務に役立てていただきたいと思います。



## 新人会員紹介

氏名(年齢)	杉山浩志(34歳)
入会(登録)年月日	平成8年1月22日
他の取得資格	測量士、1級土木施工管理技師、甲種火薬類取扱保安責任者、その他
セールスポイント	誠実かつ大胆
趣味	読書
特技	耳を動かせること
資格取得の動機	自分が会社人間でないことを認識したこと義父が調査士であったこと。
先輩に望むこと	御迷惑でしようが、色々と相談にのって下さい。
その他一言	早く人が雇えるような事務所にしたい!!

氏名(年齢)	秋里秀男(36歳)
入会(登録)年月日	平成8年2月1日
他の取得資格	測量士補
セールスポイント	区分建物全般
趣味・特技	水彩画
資格取得の動機	結婚
先輩に望むこと	特にありません
その他一言	どうぞよろしくお願ひします。

氏名(年齢)	河内孝行(47歳)
入会(登録)年月日	平成8年2月1日
他の取得資格	測量士、宅地建物取引主任者
セールスポイント	性格の良さ(まじめ、誠実、正直)
趣味・特技	スポーツ(空手)
資格取得の動機	可能性の追及、生き方の変更
先輩に望むこと	何にも解りません。御指導よろしくお願ひします。
その他一言	登録して3ヶ月。依頼は1件、ただ今進行中、仕事の大変さ、重要さを痛感しております。

氏名(年齢)	小原秀夫(42歳)
入会(登録)年月日	平成8年3月1日(再入会)
他の取得資格	一級建築士、土木施工管理技工
セールスポイント	誠意
趣味・特技	パソコン
資格取得の動機	登記に興味があり
先輩に望むこと	御指導をお願いいたします。
その他一言	楽しく仕事を

氏名(年齢)	早川繁夫(44歳)
入会(登録)年月日	平成8年3月1日
他の取得資格	測量士
セールスポイント	親切、丁寧に
趣味・特技	特にナシ
資格取得の動機	広島の測量コンサルタント会社に於いて、主に建設省関係の調査・測量に携わり、登記業務に興味を得た為
先輩に望むこと	諸指導の程よろしくお願いします。
その他一言	早く一人前になれるよう、日々努力したいと思います。

山口地方法務局 平成7年度末・平成8年度当初人事異動一覧表

所属	氏名	転出先	後任者	後任者所属
局長	清田勝男			
次長	濱田孝			
総務課	小坂元			
	原田敏直			
	富永勝盛	訟務部訟務官	有田清	登記部門登記相談官
	要田悟史	熊本局三角支局長	林隆康	豊田出登記官(所長)
	中島正善			
	川村泰秀	戸籍課係員	杉原誠二	登記部門登記専門職
	喜島成和			
	高崎育恵	岩国支局係員	田村京子	光出係員
会計課	佐貫紀恵			
	北脇重男	岡山局倉敷支局長	石田養一	広島局訟務部上席訟務官
	松村正博	宇部支局長補佐	吉武丈治	訟務部門訟務官
	竹内基晴			
	津森正義			
	原田邦夫	防府支登記専門職	垣村昌宏	宇部支登記専門職
	野村博之	登記部門登記専門職	金子忠明	萩支係員
	若槻千明			
登記部門	梅晋一郎			
	安達多恵子			
	増本正博	退職	品川寿興	総括上席訟務官
	山崎一男	退職	金重吉起	徳山支統括登記官
	松井重利	訟務部門上席訟務官	三隅信行	柳井出登記官(所長)
	安田譲	下関支総務課長	永田一義	登記部門表示登記専門官
	西村昭博			
	田中哲治	長門出登記官(所長)	中村和彦	登記部門登記官
	中村和彦	登記部門登記相談官		登記官1名減
	有吉清	総務課庶務係長	原澤源一	戸籍課国籍係長
	西山義治			
	杉原誠二	総務課登記専門職	徳田浩	美祢出登記専門職
	古谷訓	美祢出登記専門職	野村博之	会計課係員
安村剛治				
吉屋仁志				
吉村康成				
平石由美子				
BC	中川洋二			
	井上進			

所属	氏名	転出先	後任者	後任者所属
戸籍課	持田雅愀			
	山懸龍彦	徳山支登記官	松原純生	宇部支総務係長
	原澤源一	登記部門登記相談官	増山和男	小野田出登記調査官
	武田信夫	下関支局総務課供託専門職	川村泰秀	総務課登記専門職
	玉田秀樹			
供託課	宮田和一			
	重田勉	宇部支登記調査官	猪俣忠弘	下関支登記専門職
	山重基晴			
訟務部門	品川寿興	首席登記官	西江隆	熊本局三角支局長
	小山稔	広島局上席訟務官	松井重利	登記部門統括登記官
	吉武丈治	会計課主計係長	富永勝盛	総務課庶務係長
	瀧村剛			
人権擁護課	永谷進			
	守永辰夫	広島局戸籍係長	椿敦夫	萩支登記官
	岡崎輝雄			
防府支局	水津憲治	下関支局長	安宗厚子	下関支総務課長
	小野村悟			
	河合佑一			
	藤川京子			
	木村学	萩支総務係長	原田邦夫	会計課登記専門職
	金沢稔英			
	平尾輝彦	山陽出登記専門職	隅井芳枝	宇部支係長
	小野一夫			
	藤村昌代			
	垣村裕美子	宇部支係員	岡崎さおり	新南陽出登記専門職
小川智之	宇部支係員	笹部哲哉	徳山支係長	
徳山支局	石崎輝男	退職	佐伯誠人	岡山局人権擁護課長
	好中和儀			
	池永真			
	金重吉起	本局登記部門統括登記官	福永馨	徳山支登記官
	福永馨	徳山支統括登記官	山本房夫	周東出登記官(所長)
	高井静子			
	齋宮英敏	周東出登記官(所長)	山懸龍彦	戸籍課戸籍係長
	竹内芳行			
	川口覚	下関支登記専門職	行武要	久賀出係員
	高山恵美子			
木坂英明				
佐内葉子				

所屬	氏名	転出先	後任者	後任者所屬
支徳局山	笹部 哲哉	防府支係員	波田 さやか	下関支係員
	板村 智寛	光出係員	柏 昌充	広島局廿日市支局係員
萩支局	西本 紀美子			
	宇野 秀穂	萩支登記調査官	木村 学	防府支登記調査官
	松下 衛			
	椿 敦夫	人権擁護係長	岡藤 康通	豊北出登記官(所長)
	藤永 幸成			
	吉村 智恵子			
	田中 博幸			
	金子 忠明	会計課係員	宇野 秀穂	萩支総務係長
	吉野 寿			
	中村 秀樹	長門出係員		1外減員
	藤井 美鈴			
伊藤 美代子				
岩国支局	天河 正雄	退職	貞本 孝憲	広島局統括登記官
	藤井 敏法			
	岡村 邦子			
	藤井 照夫			
	河村 保			
	山本 隆			
	浅原 勉			
	高松 恵子	光出登記調査官	中本 正和	下関支登記調査官
	古川 信明			
	藤木 修			
	原田 俊峰	柳井出登記専門職	徳永 稔	宇部支係員
	林 明美			
	中菅 典子	柳井出係員	高崎 育恵	総務課係員
大木 華恵	新南陽出係員	老田 哲也	新規採用	
下関支局	田畑 直美			
	岩谷 利彦	退職	水津 憲治	防府支局長
	安宗 厚子	防府支局長	安田 譲	本局登記部門表示登記専門官
	大田 嘉勝	下関支登記官	藤井 隆弘	光出登記調査官
	藤井 茂			
	中本 正和	岩国支登記調査官	宮村 美代子	小野田出登記専門職
	藤井 裕子			
	齋藤 俊英			
	藤田 英夫	宇部支登記官	河村 禮子	長門出登記官(所長)
岡本 隆	豊北出登記官(所長)	大田 嘉勝	下関支総務係長	

所属	氏名	転出先	後任者	後任者所属
下 関 支 局	林 彰 夫			
	猪 俣 忠 弘	供託課供託係長	川 口 覚	徳山支登記専門職
	勝 部 泰 和			
	尾 中 芳 孝	柳井出登記専門職	武 田 信 夫	戸籍課係員
	田 中 義 則			
	中 原 健 二			
	隅 井 隆 之			
	宮 本 博 子	小野田出係員	伊 藤 一 弘	長門出係員
	堀 奈々絵			
	田 中 裕 幸	久賀出係員	鳥 取 裕 子	宇部支係員
	波 田 さやか	徳山支係員	浅 海 公 博	新規採用
	沼 真佐人			
	橋 崎 佳寿美			
	宇 部 支 局	膳 夫 明		
金 子 邦 人		柳井出登記官(所長)	松 村 正 博	会計課主計係長
松 原 純 生		戸籍課戸籍係長	平 井 肇	広島局福山支登記相談官
兼 安 典 子				
山 本 智 之		豊田出登記官(所長)	金 光 洋 一	岡山局倉敷支登記官
武 吉 勲			藤 田 英 夫	下関支登記官(1名増員)
中 村 公 洋				
町 田 圭 司		小野田出登記専門職	重 田 勉	供託課供託係長
垣 村 昌 宏		会計課係員	伊 藤 守	山陽出係員
横 山 孝 秀				
森 川 信 生				
吉 岡 昌 紀				
隅 井 芳 枝		防府支係員	小田桐 香 苗	柳井出係員
徳 永 稔		岩国支係員	垣 村 裕美子	防府支係員
川 村 妙 子				
鳥 取 裕 子		下関支係員	小 川 智 之	防府支係員
中 村 恵美子				
美祢出	中 川 綾 子			
	松 村 亮			
	徳 田 浩	本局登記部門登記専門職	古 谷 訓	本局登記部門登記専門職
新南陽出	有 熊 和 郁			
	齋 藤 春 洋			
	岡 崎 さおり	防府支登記専門職	大 木 華 恵	岩国支係員
光出	田 中 昭			
	村 田 光 男			

所属	氏 名	転 出 先	後 任 者	後 任 者 所 属
光 出	藤 井 隆 弘	下関支民事専門官	高 松 恵 子	岩国支登記専門官
	林 嗣 朗			
	田 村 京 子	総務課係員	板 村 智 寛	徳山支係員
長 門 出	河 村 禮 子	下関支登記官	田 中 哲 治	本局登記部門登記相談官
	荒 瀬 哲 治			
	山 根 忠 相			
	伊 藤 一 弘	下関支係員	中 村 秀 樹	萩支係員
周 東 出	山 本 房 夫	徳山支登記官	齋 宮 英 敏	徳山支登記官
	後 藤 鋭 輝			
	前 田 利 隆			
柳 井 出	三 隅 信 行	本局登記部門統括登記官	金 子 邦 人	宇部支局長補佐
	久 富 豊 廣			
	山 田 謙 治郎	システム管理官付	原 田 俊 峰	岩国支登記専門職
	道 端 浩 生	広島局加計出張所	尾 中 芳 孝	下関支総務課供託専門職
	河 野 恵美子			
	小田桐 香 苗	宇部支係員	中 菅 典 子	岩国支係員
久 賀 出	國 澤 富三郎			
	原 田 隆 男			
	行 武 要	徳山支係員	田 中 裕 幸	下関支係員
豊 北 出	岡 藤 康 通	萩支登記官	岡 本 隆	下関支登記官
	福 田 和 幸			
豊 田 出	林 隆 康	総務課人事係長	山 本 智 之	宇部支登記官
	大 島 穰			
山 陽 出	西 村 和 子			
	伊 藤 守	宇部支係員	平 尾 輝 彦	防府支登記専門職
小 野 田 出	高 杉 伸 夫			
	増 山 和 男	戸籍課国籍係長	町 田 圭 司	宇部支登記専門職
	宮 村 美代子	下関支登記専門職	宮 本 博 子	下関支係員

## 「4月1日表示登記の日」

### 無料相談隆盛に開催される

平成8年度の「表示登記の無料相談」を県下9会場で実施しました。恒例とは言えど、この日を待ち望んで各会場に相談者が訪れられて納得のいくまでその席を立ち去ろうとしない光景が見受けられました。こうした事が使命・公正・研鑽につながり「土地家屋調査士」のPRと同時に、広範囲に宣伝が出来たものと確信して居ります。

相談会場で御協力頂きました会員の皆様にお礼を申し上げます。

「表示登記の日」に先がけ、『杭を残して、悔いを残さず』と銘打って、新聞掲載にて購読者に呼びかけました処、50余名の御方から資料請求が有りました事を併せて御報告致します。

尚、平成8年度「表示登記の日」無料相談日時及び設定場所は下記のとおりです。

支 部	日 時	場 所
岩 国	4月1日(月) 9時～15時	「山口地方法務局岩国支局」 岩国市錦見1丁目16-35
	4月1日(月) 9時～15時	「山口地方法務局柳井出張所」 柳井市柳井2564-63
徳 山	3月31日(日) 10時～16時	「ザ・モール周南」(海の広場) 下松市中央町2-13
防 府	4月1日(月) 10時～16時	「防府文化福祉会館」防府市緑町1丁目9-1
山 口	4月1日(月) 9時～15時	「山口県司調会館」山口市駅通り2丁目9-15
萩	4月1日(月) 9時～15時	「萩地方合同庁舎」萩市大字平安古町599-3
	4月1日(月) 9時～15時	「長門市物産観光センター」長門市正明市四区
宇 部	4月1日(月) 10時～15時	「小野田市役所」小野田市日の出1丁目
下 関	4月1日(月) 10時～16時	「シーモールパレス」(スクウェア広場) 下関市竹崎町4丁目4-8

## 4月1日表示登記の日

徳山支部

副支部長 磯村美樹

徳山支部では、表示登記の日を単に無料相談所の開設だけでなく、調査士をもっとよく知ってもらう為に支部会員全員参加の支部事業としてとらえ、下松の大型ショッピングセンターザ・モール周南で毎回アイデアを出し合っていてイベントを兼ねて行っています。

今回は我々の基本コンセプトであります“境界のことなら土地家屋調査士へ”をさらに強調することとし、美しい御影石の境界杭を、企画委員全員による手作りの住宅地の模型に配置し、それをターゲットに輪投げで子供から大人まで遊んでもらい、境界杭を身近に感じてもらえればという企画で行いました。

当日は日曜日でもあり、会場は大勢の人でにぎわい、企画委員苦心の手作りの住宅地の回りでは、子供達も楽しそうに輪投げに興じていました。

他にピーアール用のチラシ、ティッシュも配り、又GPS、光波測機、図化機のデモ、境界標の展示も行いました。相談件数は21名でした。

国民の中の調査士はどの様なところにあるのでしょうか。

この表示登記の日是我々自身がそれを考える日かも知れません。





## 研究室だより 研究室報告

### 年代別地積測量図の特徴と分類

山口県土地家屋調査士会研究室において収集した昭和38年から平成8年に至るまでの、既に山口地方法務局・各支局・出張所に保管されている地積測量図の特徴を各年代別に分類してみることにした。

#### 昭和40年代（30年代を含む）

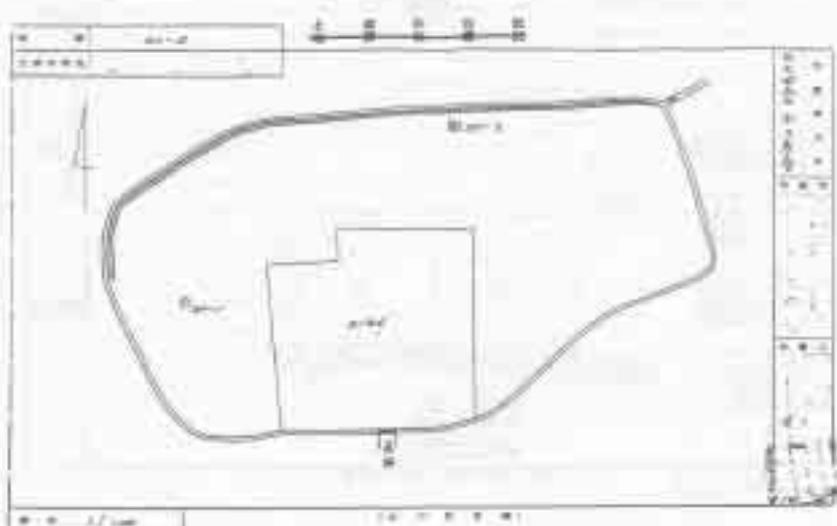
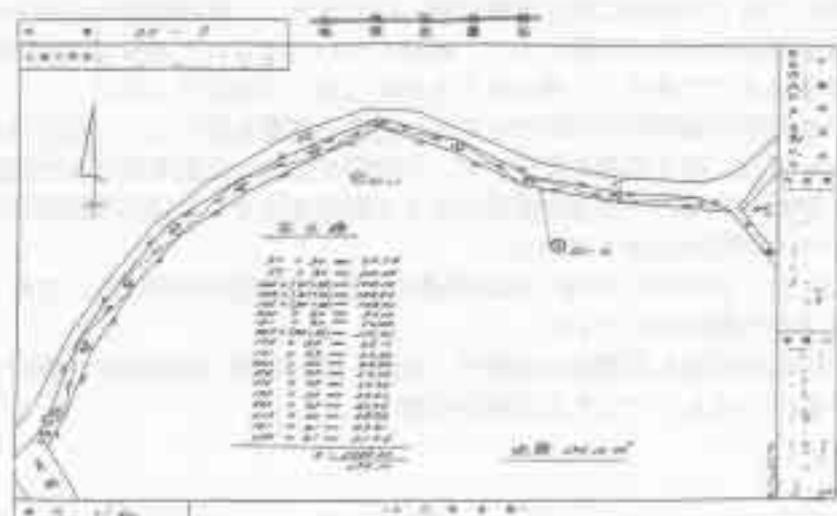
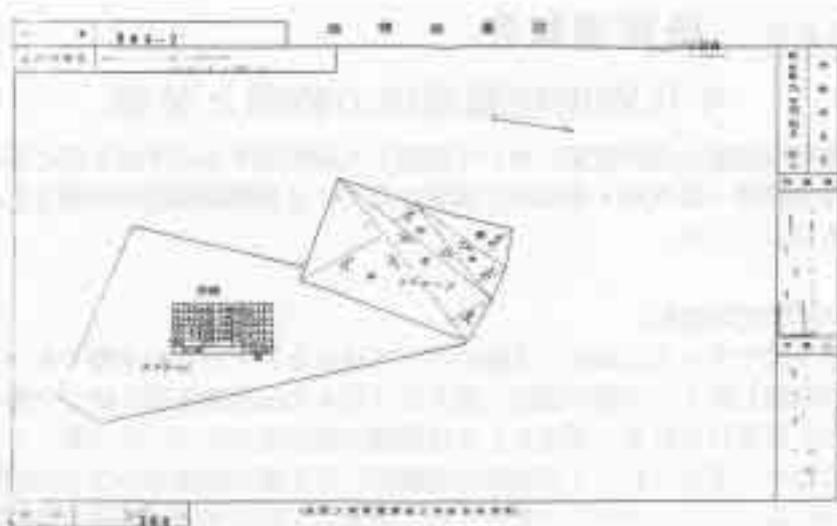
平板測量が主流であったためか、求積についてはほとんどが三斜求積であり、基準となる点などの記載も無く、三斜の底辺・高さの寸法も10cm未満を切り捨てて表示されているものが多々見受けられる。理由としては距離の読み取りについて三角スケールにより行っていたためと考えられ、この当時の測量図による復元測量はかなりの困難を要するものと思われる。プランメーター求積された測量図（旧日本国有鉄道の利用地図によるもの。）も随分と有るが同様に復元測量は難しいであろう。無論周囲の辺長等の記載も無く、測量は必要部分のみの実施であり、残地についてははされておらず分間図をそのまま拡大して書き込んだであろうと思われるものもしばしば見受けられる。

特に、その当時所有権移転の目的ではなく、名義の変更を要しない、自己の為の分筆の測量図については、全く測量を実施せず、分間図を拡大し三斜求積された図面もかなりの数有ると推測されるので注意が必要であるが縮尺を変更すれば分間図の形状と合致するためおのずと判断は出来るであろう。

縮尺については、300分の1が多く国鉄関連の図面は用地図が500分の1であったためにその縮尺により作製がされている。

又、メートル法移行後も尺貫法の名残で、底辺・高さを間、面積は坪で表示されているものも残されているものでこれも注意が必要である。







## 昭和50年代

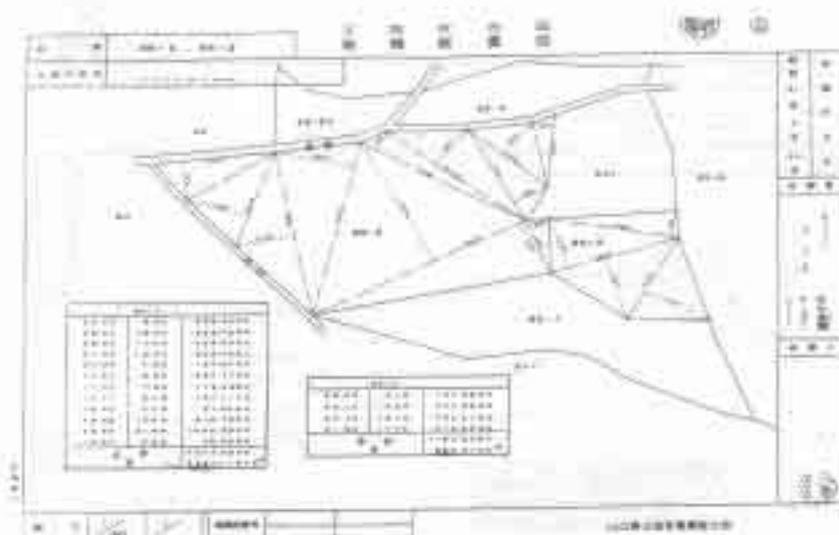
50年代の初期は40年代と殆ど同様であるが、希に測量基準点なるものが記載された測量図もある。ただし、現地に対応したものであるかどうか若干疑わしく、道路拡幅工事のセンター線などが記載されているものと思われる。距離についてはまだ10cm未満切り捨てのものが多くようである。

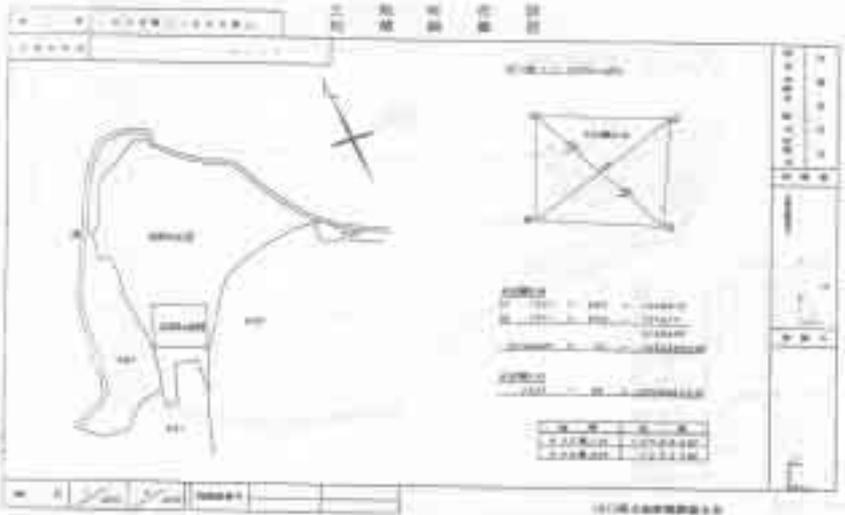
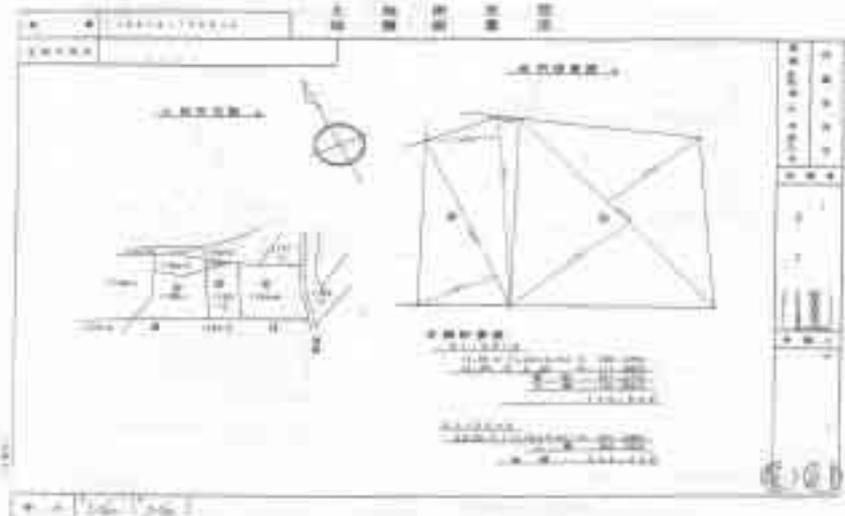
52年頃より立会確認書を測量図面中に記入し確認印を押印したものが提出されはじめ、境界標識についてもコンクリート杭・プラスチック杭などが記載され、既存の構造物、基準点も測量図に盛り込まれるようになってはきている。

50年代の後半になってくると測量を実施した部分については分間図、17条地図の区別は見られず基準点あるいは国調の図根点の記載もあり、各筆界点への境界標も表示されるようになってきている。距離についてもこの時期位から1cm単位までのものが出て来ている。分間図・17条地図の区域を問わず残地と称される部分についても、測量は一応実施され始めたようにうかがえる。

縮尺については、250分の1あるいは500分の1と統一され、復元測量も可能であろうと思われる測量図もしばしば見受けられるようになってきている。

しかし、依然として三斜求積が大半を占めており、分間図地域についての残地は公図を拡大したまま書き込んでいるといった測量図もかなり有るように感じられる。







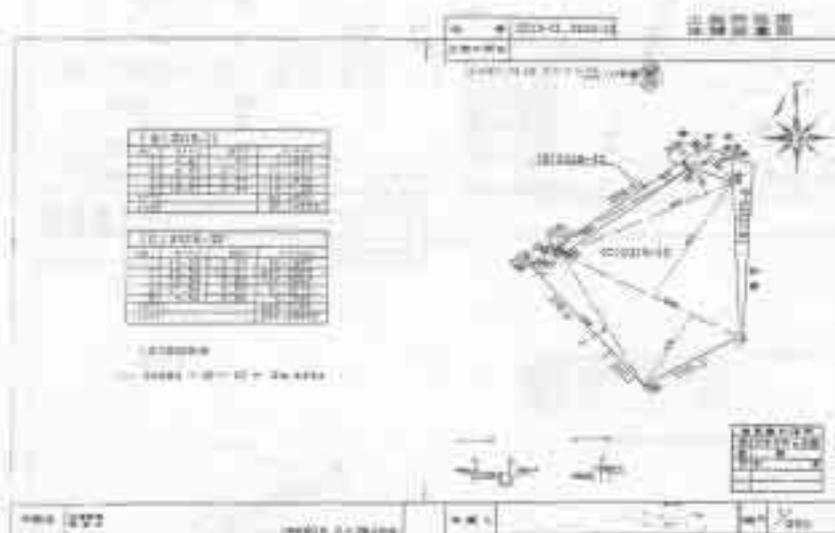
### 昭和60年代

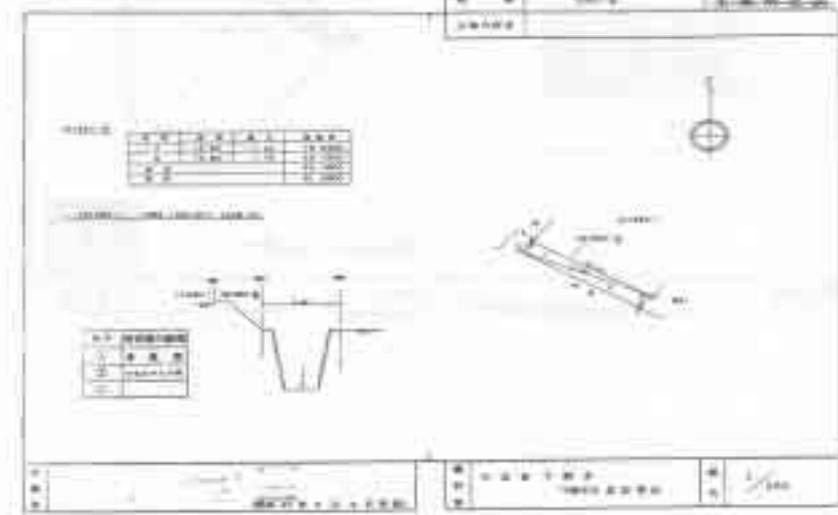
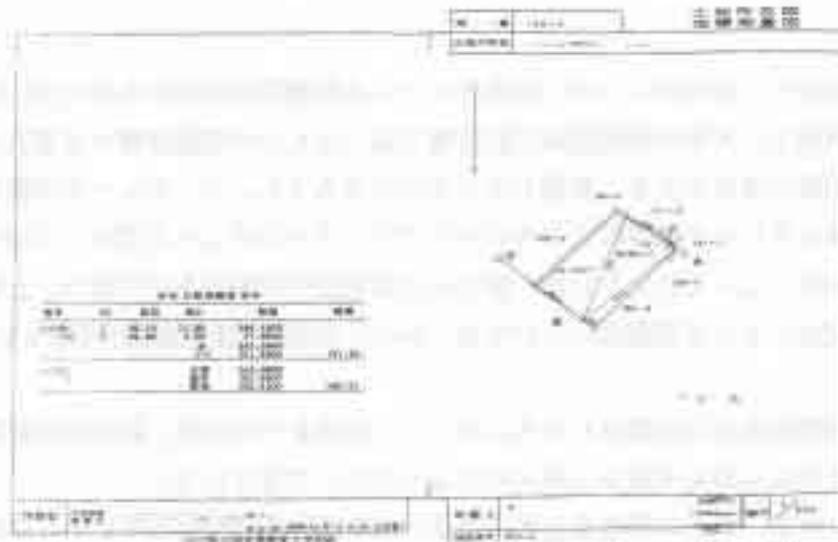
昭和は3年余りしかなかったが、提出されている測量図は従前のものとは一変してきていることが解る。大半の測量図は三斜求積であったものが座標求積へと変化しているのは光波測距儀の普及が大きく影響しているのであろうし、コンピュータの導入により、求積表も手書あるいはタイプ打ちのものからプリンター打出しへと変わって来ている。

三斜求積も無くなってはいないが、ほとんどは官公庁作製のものであり、土地家屋調査士が作製提出している測量図については、かなりの部分で復元測量が可能なものとなって来ている。

基準点、国調図根点の記載はもちろんのこと、筆界までの距離、境界標の種類がきちんと書き込まれたものも半数以上を占めるようになって来ている。

この時期にきて、多々の研修会などにより、17条地図を分間図と同じように扱っていた調査士も分間図と17条地図の違いを認識して来たようにも思えるが、その一方では17条地図の地域においては机上分筆による測量図の提出もかなり有ったのではないかと推測される。





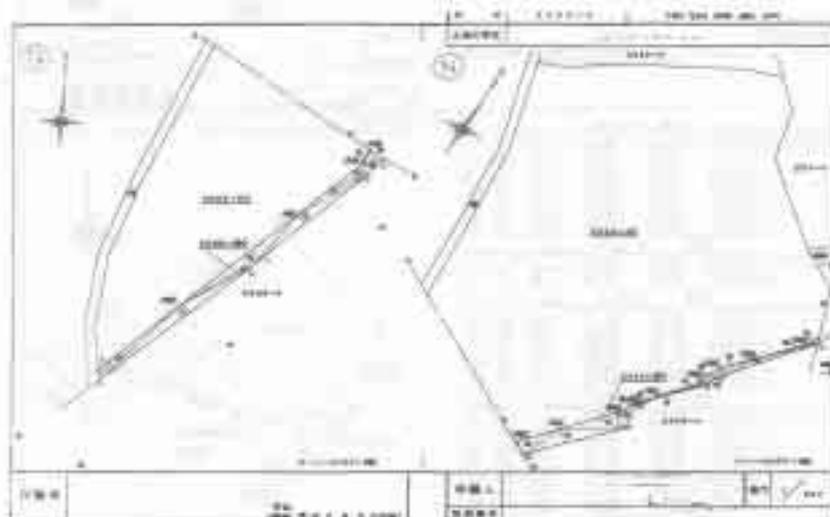
### 平成元年～現在

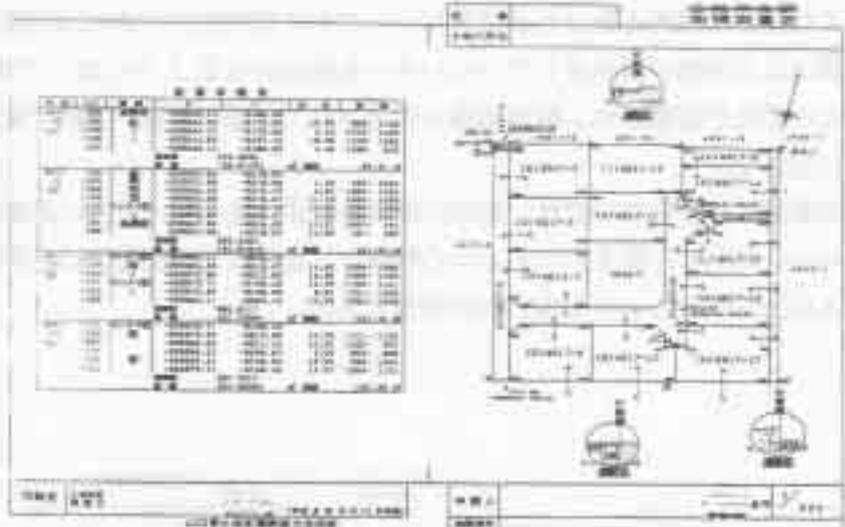
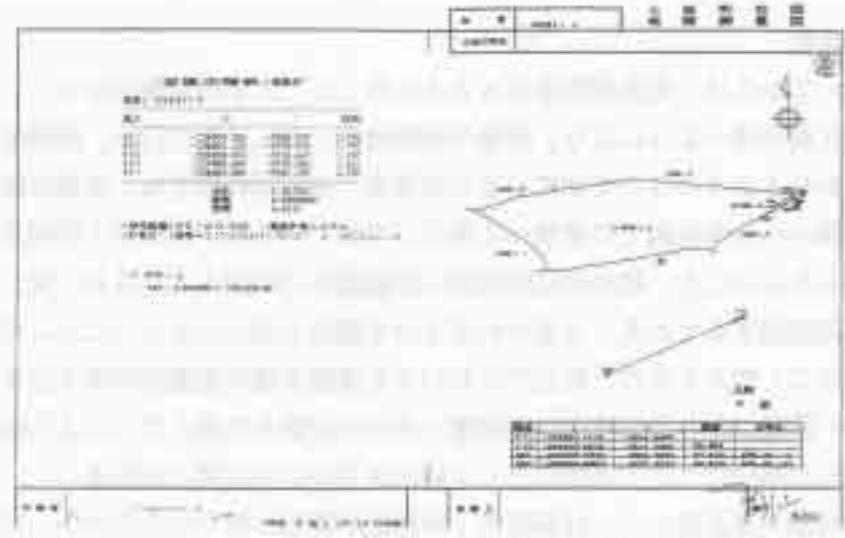
平成に入ってから、光波測距儀はもちろんのこと、大半の調査士はコンピュータ並びに自動図化機を持つようになり、測定の処理はコンピュータで行い、測量図も図化機によって書かせるようになって来ているのが解る。測量図の内容も、座標求積が主流となり極地座標から公共座標での求積へと移行して来ているし、基準点・図根点・境界標の記載はもちろんのこと、部分的な断面図・詳細図などの記入も見られ、素人でも測量図で現地を確認出来るであろうと思われるものも随分と見られるようになって来ている。

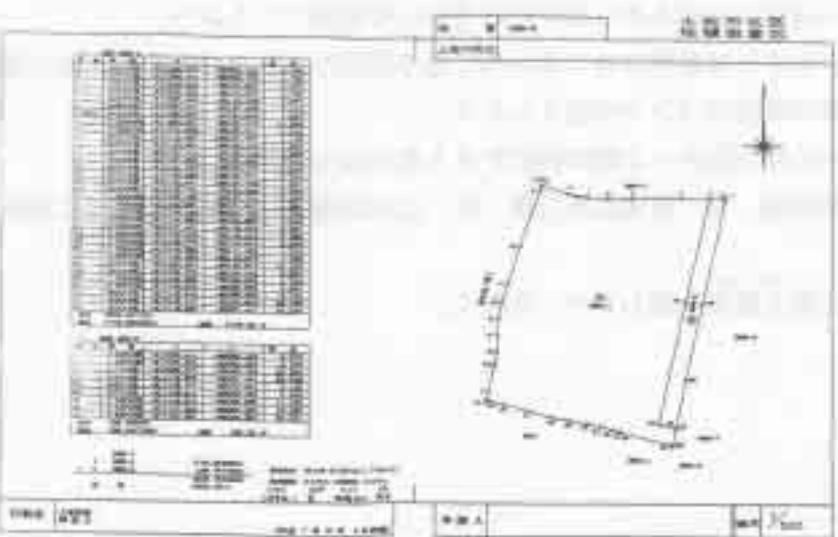
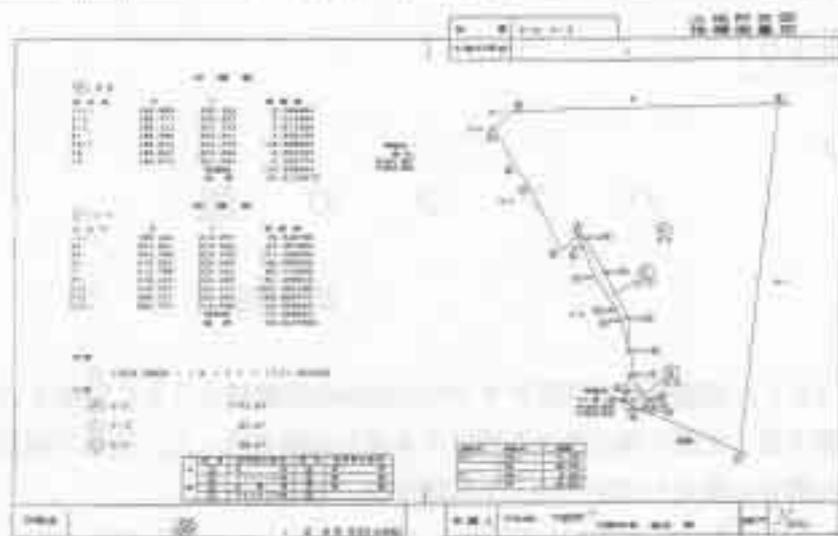
三斜求積はごく僅かとなり、官公庁においても座標求積の測量図が多く出されているし、基準点・図根点からと分筆点への距離・角度の記載も常識となったように思えるが、残地と称された部分については依然として前のままのように感じられる。

事務取扱要領の改正後から、分筆前の1筆測量が義務づけられたためか、17条地図の地域においては従前の残地と称される部分についても許容誤差内であれば求積がなされ、差し引き計算による面積の算出をしていないものも提出されるようになって来ている。当然にすべての辺長が記載され、境界標識も明示された図面へと良い方向で変わって来ているように思える。

しかし、測量図だけを見たのでは、実際に境界の確認作業を行った後に測量されて作製されたものか、机上で作製されたものかの判断は、現段階では測量図に必要事項が記載されている以上区別のしようが無いのが実情である。







クラブだより

## 囲碁クラブ

## パ ン ツ の 紐

防府支部 石 田 豊

3月17日（日）に司調会館で囲碁クラブの大会が和気藹藹のうちに開催された。終ってみれば2勝3敗。正直な俺は欺され続け不本意な成績で終わった。敗軍の将兵を語らずというがこの機会に俺なりの反省をして敗因を探ってみた。

1. 遅刻した「待つ身になっても人を待たせるな」をモットーにしている俺がクラブの会長でありながら遅刻した。その精神的動揺。（しかし1回目は勝ったのだから）
2. 老眼鏡を忘れた。石が混むとダブる。（平常も碁の時は老眼を使わない）
3. パンツの紐がゆるかった。

うん／＼これだ／＼昔から勝って兜の緒をしめよ・禪をしめてかかれ、とか云われている。締るべきものが締ってない状態では精神的にも緊張感がない。大相撲なら行司待ったの声がかかるところである。緊禪一番大事な時にゴム紐がゆるんでいたとは。

してみると不本意な成績の責任は家内にある。朝（勝ってきてよ）と送りだした家内が、夫の下着に充分注意を払っていたら、もう2勝位したかも知れない。そしたら優勝したかも、と考えると平素無口な俺も黙っているわけがない。早速家内に云うと「私のはくのではないからゆるんだらゆるんだと云わなきゃ分からない。敗けたのは自分が弱いからでしょう」へらず口を叩きやがって…俺は真剣に反省しているんだぞ／＼しかし俺に敗けた二人は俺よりゆるかったのだろうか…今度聞いてみよう。

敗因を弱いからとは断定したくないので他の原因をあれこれ考えたがよい案が浮ばない。まあ今度の敗因はパンツの紐としよう。

当日パンツの紐が固かった順に列記すると次の通りである。

- ① 奏正弘初段 ② 兼重直彦三段 ③ 山本直隆1級 ④ 中川洋二初段 ⑤ 長田幸三段

又の機会に捲土重来を期してベンを置く。

## 釣りクラブ

平成8年度の釣り大会を下記の要領にて行いたいと計画中です。行事予定に組み入れて多数ご参会ください。

### 記

1. 平成8年6月22日(土) 時間、集合場所等は後日連絡します。

1. 場 所 大分県姫島沖 舟つり

1. 対象魚 あじ(30センチ以上)

1. し かけ さびき釣り

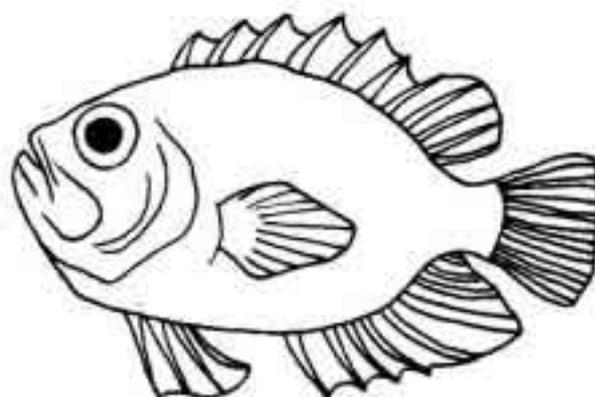
水深は50M前後ですが、潮流がかなり速いので実際には80~100M  
出ます。

竿は、負荷50号以上(アミかご50~60号)が必要とおもいます。

1. 会 費 参加人員にもよりますが10,000~15,000円程度

照会・連絡先は下記のとおり。

FAX 0835-22-0838(桧山事務所)



## 投 稿

## 登記事務はコンピュータ化によってどう変わるか

山口地方法務局総務課長 小坂 元

土地家屋調査士の皆様方には日ごろから法務行政に対しまして、絶大なる御理解と御協力を賜っており、この紙面をお借りして深く感謝申し上げます。

当局においては、平成7年2月から登記事務のコンピュータ化に着手しており、本年9月初旬に本局登記部門の一部について、コンピュータによる処理を開始する予定となっております。コンピュータ化は種々の面で大きな利点があり、迅速・正確な処理が可能になるものと期待しております。

本稿では、皆様が申請書を提出して所期の目的を達成するまでのコンピュータ化前後の変化について述べることによって、コンピュータ処理についての御理解をいただきたいと考えます。

当局内部における処理方法は登記簿を使用しなくなる（ブックレス）という大変化があり、コンピュータ機器の操作方法を習得するという課題がありますが、それは研修と実習によって当日までに処理がスムーズにできるよう慣れておくこととし、主として利用者側から見た変化についてお知らせしたいと考えます。

## 1 当局コンピュータ化の今後の予定

- 1) 本局登記部門の管轄する山口市、秋穂町、小郡町の土地及び建物登記簿を一括してコンピュータ化する予定でしたが、平成7年7月に阿東出張所を統合し、対象とする筆個数が増加したため、処理開始を2回に分けてすることとしました。

最初の処理開始は、山口市分のみを本年9月12日に不動産登記法第151条の2第1項の登記所（電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ登記所）に指定し、実際の処理は翌週の17日（火）から行うこととしております。ただし、この時点では共同担保目録のコンピュータ化はなされておらず、共同担保目録を含めた処理は平成9年2月初旬を予定しております。

- 2) 本局登記部門の管轄する秋穂町、小郡町、阿東町の土地及び建物は、2次処理開始として、11月21日指定、同25日処理開始し、共同担保目録の処理は1次分と同時に9年2月初旬を予定しております。

- 3) したがって、本局登記部門が管轄する土地・建物の登記事務が全てコンピュータ化されるのは、9年2月初旬ということになります。

## 2 皆様へのお願い

最初のコンピュータ化指定は9月12日となりますので、この直前には、特に利用者の皆様の御理解と御協力をお願いすることになります。

- 1) 登記事務は、コンピュータ化移行作業期間中といえども1日たりとも休むことなく処理する必要があります。ところで、登記簿から磁気ディスクに入力した登記事項（初期データと称する。）も、その後の申請によって変動があります。この変動事項（異動データと称する。）は指定日までに全て入力しておかなければ、コンピュータ処理の開始ができません。すなわち、指定日が近くなりますと、即日処理、即日入力が絶対の要件となります。申請事件数が多ければこのことが困難となります。
- 2) お願いしたいことは、指定2か月前（7月中旬）からは期限に迫られた事件以外は申請を控えていただき、処理開始後に提出をしていただきたいのです。嘱託官庁等にも特に集団事件の提出は遠慮願うこととしておりますので、受託した事件はできるだけ早めに提出していただくようお願いします。

また、即日入力の必要上、補正が生じた場合には早期補正をお願いします。

- 3) 登記部門の管轄区域内の利用者（土地家屋調査士、司法書士、嘱託官庁）には、別途説明会を開催しますが、この説明会に参加できない本局登記部門管内以外の方も御協力をよろしくお願いします。
- ### 3 具体的に登記申請の方法はどのように変わるかを以下に説明します。

甲号事件の申請自体には全く変化はありません。現行と同じように申請していただくこととなりますが、提出された申請書の内部処理が大きく変わってきます。

#### 1) 受付事務に関して

ア 甲号申請の受付は、申請された物件を1筆毎に全部コンピュータに入力する（現行の受付帳には物件は記載していない）。このことは、登記簿を書庫から搬出し、申請物件にシオリを挿入しておく現行の取扱が不要となり、コンピュータに物件を入力した時点で「キーロック」がかかって、この物件についての順位保全が完了し、かつ、登記事項証明書等（現行の謄本等）の発行はできなくなります。

山口県の特別な事情から甲号、乙号の申請の際、耕地番、山地番の区別の記載をお願いします。

イ このように、物件を全部入力するため、受付自体は現行の取扱いより少し複雑となりますが、その後の過程が省力化できるため能率化が図られます。受付事務は、必ず当日完了することが望ましいため、申請書の早期提出（できるだけ午後

3時まで)を今までどおりお願いします。

ウ 受領書の交付は現行と同じです。

エ 受付帳はコンピュータによって作成されるので、登記済受領印は現行と同じとなります。

オ 分筆によって出る新地番、新規の家屋番号等は、現行のように登記簿をめくって最終の番号を確認することができないので、受付係に確認して付番するようにしてください。

## 2) 調査事務に関して

現行は登記簿を書庫から搬出し、申請された物件にシオリを挿入して照合を行っていましたが、受付の段階で物件を入力しているため、調査は受付番号のみを入力することとなり、自動的に登記事項が画面(場合によっては調査票を出力して紙面でも照合可能)に表示され、それと照合調査を行います。

## 3) 記入事務に関して

コンピュータに記載事項を入力するのみで、登記簿への記載や印刷が不要となるため、大幅に簡素化されます。

## 4) 校合事務に関して

記入した事項を画面に呼び出して(登記事項確認票として出力し紙面でも可能)申請書と照合して確認し校合します。現行のように、末尾への登記官印は押しません。(登記官コードを機械が記憶しているので校合した登記官は判ります。)

## 4 大きく変わるのは乙号事務(登記情報の公開)です。

登記情報の公開方法が、現在の登記簿の謄本・抄本に相当する登記事項証明書を交付する方式と閲覧の代替策として、閲覧利用者が求める登記情報について簡単に編集したペーパーを出力し、これを閲覧に供するペーパー閲覧方式に変わります。したがって、乙号の申請書様式もコンピュータ専用のもに変わりますが、これは、コンピュータに伴う必然的な部分の変更(閲覧制度がなくなり要約書を請求するようになる等)で、基本的な請求方法には変化はありません。

### 1) 登記事項証明書(現行の謄・抄本に相当するもの)の交付

現行の登記簿謄本・抄本に相当するものとして、請求により作成されます。

#### ア 登記事項証明書

全部事項証明書、現在事項、区分建物全部事項、区分建物現在事項、何区何番事項及び所有者の6種類を発行します。必要に応じて共同担保目録が添付されます。

#### イ 閉鎖登記事項証明書(コンピュータ化後に閉鎖したもの)

全部事項、区分建物全部事項及び何区何番事項の3種類があります。

ウ 現在使用している登記簿は閉鎖し「閉鎖登記簿」となりますので、この謄本・抄本の請求は現行と変わりません。

## 2) 登記事項要約書(閲覧制度の廃止)の発行

登記簿を使用しなくなるため、現行の閲覧制度が廃止され、その代替策として、利用者が求める登記情報について簡単に編集したペーパーを出力し、これを閲覧に供する方式とされました。メモをとる必要がなくなります。要約書には2つの種類があります。

ア 様式1 表題部は現在事項と附属建物の個数、敷地権の種類、所有者は住所・氏名・持分及び受付年月日・番号が表示されます。担保権はその種類と個数が表示されます。

イ 様式2 表題部は全部事項、所有者は様式1と同じく住所・氏名・持分及び受付年月日・番号が表示されます。担保権は登記の原因・利息・債権の範囲の記載を除いた内容が表示されます。

「注意」 様式1、2とも共同担保目録は添付できないので、注意してください。

ウ 1枚の用紙に複数の物件の情報が記載できる連記型となっています。

エ 認証(登記官の証明)がされないので、証明書として使用はできません。

オ 現行の登記簿は、コンピュータ化後は「閉鎖登記簿」となるので、これについては閲覧ができます。

## 3) 乙号関係証明書で現行と異なる点

ア 証明書及び要約書は、左横書きとなります。数字はアラビア数字で表示されます。

イ 登記名義人が多数いる場合は、その全員の氏名・住所及び持分をまとめて表示し、現行の共同人名簿は作成されません。

ウ 付記登記は、受付の日付・番号にかかわらずそれに関連する主登記の次に表示されます。

## 5 経過措置(9月12日と13日)(11月21日と22日の第2次指定時も準ずる。)

指定日後の取扱いは次のとおりとなります。

1) 甲号事件については11日までは登記簿、17日からはコンピュータの処理になります。12日と13日(14~16日は非勤務日)は、受付と調査は行いますが、記入・校合は17日以降に処理されます。

2) 乙号事件の処理については、12日と13日は処理を行いません。やむを得ない時は、閉鎖となった現行の登記簿の謄本・抄本の交付又は閲覧を行うか、要望があれば指

定前日の11日付けで謄本・抄本の交付を行うこととします。

## 6 共同担保目録の取扱い

共同担保目録は約5か月遅れ(9年2月)でコンピュータ化されますが、指定日以降の経過的な取扱い及び共同担保目録オープン後の取扱いは次のようになります。

### 1) 共同担保目録のコンピュータ化(9年2月)まで

要約書の請求をしたときには関連して現行の共同担保目録が閲覧できます。

「注意」 共同担保オープン後は、要約書を請求しても閲覧できません。

登記事項証明書には現行の共同担保目録を添付します。

2) 共同担保目録のコンピュータ化後は、新しくコンピュータ処理による共同担保目録が作成されますが、これは磁気ディスクに入っているため閲覧はできません。必要なときは登記事項証明書を請求し、それに添付を求めることとなります。現行の共同担保目録は閉鎖されますので、この閲覧はできません。

## 7 その他コンピュータ化後に留意願いたいこと

### 改製不適合物件について

登記の処理過程で何らかの原因により、二重登記となっている物件、持分の和が1とならない物件、所有者の記載がない物件、住居表示実施の際に登記簿の組み替えができなかった物件等はコンピュータに入力できません。これらは、改製不適合物件として現行の登記簿として残しておき、今までと同じ処理をすることとなりますので、このような物件が少数ではありますが存在していることを念頭に置いておく必要があります。

## 条文から見た不動産登記事務のコンピュータ化

1 不動産登記法に「第4章ノ2 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例」第151条ノ2～151条ノ8が新設された。

その概要は次のとおりである。

ア 法務大臣の指定する登記所では、登記事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができるものとし、登記簿は磁気ディスクで調整するものとされた。(法第151条ノ2)

イ 登記簿の公開の方法は、登記簿の謄本・抄本に代えて登記事項証明書の交付の制度を設け、登記簿の閲覧の制度に代えて登記事項要約書の交付の制度が設けられた。(法第151条ノ3)

ウ 登記事項証明書、登記事項要約書等に記載する金銭、物の数量、年月日及び番号はアラビア数字を用いることができるものとされた。(法第151条ノ6)

エ 共同担保目録を添付した申請書により登記の申請があった場合には、添付された目録を使用せず職権で共同担保目録を電子情報処理組織によって作成することが可能とされた。(法第151条ノ7)

## 2 電子情報処理組織による登記事務の細目

不動産登記法施行細則に「第4章 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例」第72条～第93条が新設された。

その概要は次のとおりである。

ア 磁気ディスクの登記簿においては、その目録及び共同人名票を作成しないこととされた。(細則第73条)

イ 法務省及び各法務局・地方法務局は、指定登記所の登記簿と同一の記録を備えることとされた(3階層ネットワーク)(細則第74条)

ウ 指定登記所においては、受付帳は磁気ディスクで調整し、不動産の所在及び地番又は家屋番号をも記録することとされた。(細則第75条)

エ 登記事項証明書及び登記事項要約書の交付の手続きは、原則として、登記簿の謄本・抄本の交付及び閲覧の手続きと同様とされた。(細則第79条、第80条、第84条)

オ 登記事項証明書は、横書きの様式により、登記事項を順位番号の順序で記載し、登記事項要約書については二種類のもので設けられた。抹消に係る事項については下線が引かれる。要約書については、数個の不動産に関して、1用紙で作成できることとされた。(細則第81条、第83条)

カ 登記事項証明書・登記事項要約書に関する規定は、磁気ディスクで調整された閉鎖登記簿に準用するものとされた。(細則第85条)

キ 磁気ディスクの登記簿には、登記官の押印に代えて、登記官毎に定められる識別番号を記録するものとされた。(細則第86条)

ク 電子情報処理組織によって登記をした場合の所有権の登記済証は、その偽造を防止するため、特別の方法によって作成することができるものとされた。

(当分の間いまままでどおりの取扱いである。)(細則第87条)

## 参 照

「電子情報処理組織による不動産登記事務の取扱いについて」

平成元年5月1日付け民三第1698号民事局長通達

平成元年5月1日付け民三第1699号民事局第三課長依命通知

## 戦争体験記

岩国支部 新本清人

母親が出征する息子の後を追う。幟<sup>のぼり</sup>を先頭にラッパや軍歌に続き日の丸の小旗に送られて行進が続く。どこまでも涙をこらえて泣きすがる様にして人目を忍び、母親の目は尚も出征するわが子の姿を追う。戦時中故郷の人々に送られて征途についた、聖戦と言う名のもとに陸海軍に従軍した兵達のイメージは、今も忘れ難い男児の誇りとして、当時の若者は皆出征したら靖国神社の鎮となることを覚悟し、国家の為に生命を捧げることがを心から名誉と信じ、戦地にのぞみそして散華したその勇士の英霊の数々、戦後50数年を経た今も忘れることはできない。昭和17年12月10日送別のため岩徳線玖珂駅ホームまで幼い弟の手を引きながら、無言のまま涙を隠して見送ってくれた母。それが今生の母との最後の別れとなるとも知らず刺す様な寒風に追われる様にして入隊した広島第5師団の連兵場は、入隊者の群れで一杯であった。示された編成に基づき引率された兵舎はレンガ作りであって、これから馴染まなくてはならない兵と下士官の居住室は内務班と言われ、落ち着く暇もなく兵器や被服の支給を受け、いよいよ皇軍の御楯とならんと誓いつつ、上官の命令に眉従い厳しさの中にも消灯後は、ワラ布団と毛布の床にはいる初めて知る今日一日の目まぐるしい出来事に、あれやこれやと気は高ぶって寝付かれなかった思い出。起床ラッパにて一斉に飛び起きた朝の6時は未だ暗い、厳しい一日が始まる基礎訓練の毎日は新兵には煙草を一服する暇もない程だ。どうしてこんなところに来たんだろうなどと考えることは許されない当時の状況下。旬日を経た頃は12月下旬だったろうか、突如今晩夜間行動にて広島駅に向かう。静肅を旨とし行動すること、新しく支給された軍装に身を固めて練兵場へ整列隊伍堂々と広島駅へ到着した。駅のホームには中支の最前線より初年兵受領と言う名の下に、指揮官として将校1名下士官2名がカーテンを降ろした客車と共に待機していた。指揮官たる三木少尉開口一番、御前達は支那派遣軍第39師団通信隊要員として中支より迎えに来た。元気で前線までついて来いと力づくよく又ユーモアもある話振りに、緊張した我々も幾分安堵の気持ちをもった。夜行列車は下関駅へそして関釜連絡船乗船となる。出航後一時間は甲板に出ることを禁じられ秘密の出港である。出港後1時間位過ぎてから甲板に上がると輸送船は大海原を玄界灘へと進んで居た。さらだ祖国よ栄えあれ、故郷に残した父母弟妹達よ元気で銃後を頼むぞと祈った時のこと。誰かが軍歌を歌っているここは御国の何百里離れて遠き……………。

夜霧に声もむせんでいる様だった。あれから50数年後の今全く若い世代には理解され

ないだろう事が当時は当然の如く行われており、昔では軍馬一匹買い付けるにはうん百円とするが、兵一人を徴集するには一銭五厘の葉書一枚で招集ができると言われた頃と現在の基本的人権の尊重と擁護恵まれた豊かな経済の中にあって、再び戦争を起こさないように人皆それぞれの平和への努力を望み、数多く戦死した戦友の死の代償によって築かれた今の世相を測しつつ、亡き戦友の冥福を祈るこの頃である。



杭を残して「山33な41-91」は、業務担当副会長の車です。  
毎日、杭の広告塔として「走って」います。

事務局だより

会 報 報 告

1月23日(火)	中プロ管内各担当者会議	3月16日(土)	研究室会議
1月23日(火)	} 中プロ会長会議	17日(日)	調査士会親睦囲碁大会
24日(水)		21日(木)	新人会員研修会
2月16日(金)	第2回本部研修会	21日(木)	「表示登記の日」PR(4放送局へ放映依頼)
17日(土)	研究室会議	28日(木)	入会希望者の事前調査
22日(木)	総務・財務部会	31日(日)	「表示登記の日」無料相談(徳山支部)
23日(金)	震災地不動産表示登記報告会	4月1日(月)	「表示登記の日」無料相談(各支部)
27日(火)	正副会長会議	16日(火)	法司調三者協議会
3月4日(月)	中プロ管内会長・公嘱協会理事長会議	17日(水)	決算監査会
8日(金)	} 支部企画委員と本部との合同会議	25日(木)	役員・支部長合同会議
9日(土)		9日(土)	調査士会親睦ゴルフ大会
9日(土)	} 全国ブロック協議会会長会議	12日(火)	
12日(火)			
13日(水)			

会 員 異 動 状 況

1 会員入脱会状況

支 部	氏 名	入脱会	年月日
岩 国	杉 山 浩 志	入 会	8. 1.22
岩 国	河 内 孝 行	入 会	8. 2. 1
下 関	秋 里 秀 男	入 会	8. 2. 1
萩	早 川 繁 夫	入 会	8. 3. 1
岩 国	小 原 秀 夫	入 会	8. 3. 1
下 関	中 山 茂 紀	廃 業	8. 3.29

2 事務所住所変更

支 部	氏 名	年月日	変 更 事 項
岩 国	高 松 孝 一	8. 1.16	住 所 熊毛郡平生町大字堅ヶ浜765-7
山 口	和 田 祐 二	8. 3.18	事 務 所 山口市黄金町3-10 電話 0839-33-0061
宇 部	松 岡 正 己	8. 4. 1	事 務 所 小野田市中川4-9-23

## 調査士の保険・年金・

## 若・壮年者のための制度

種別		内容等	加入資格	加入の窓口	内 容 (万円)			
県調査士会	保 險	損害賠償責任補償保険	会 員	調査士会局	補償限度額	(Aセット) 1 請求 1,000万円 身体1名 1,000万円 財物1請求 200万円	(Bセット) 左記の 2倍額	給付金は 1. 損害賠償金 2. 裁判費用 弁護士費用 など 3. 応急手当費用
		休業補償保険	会 員 その従業員 (20才～64才)	"	(例) 40才～ 44才の とき	休業補償額 (月当)	(A型) 4万円	(B型) 5.1万円
	共 済	互助会	会 員 (強制加入)	"	退職金 勤続1年以内につき、3万円、以後1年増 す毎に3万円を加算した金額、上限30万円			
日 金	国民年金基金	自営業等の会員 ・配偶者及び その補助者 (20才～60才)	土地家屋調査士国民年金基金(東京都) (調査士会 経由)	A型 15年保証期間、年1回のボーナス 年金 月額3万円 B型 年1回のボーナス 65才支給開始 C型 上記なし 2口目以降選択できる。また、確定年金コースも設定されている。 例1. 年金は長生きが条件、健康留意。 2. 職能型から地域型・厚生年金に変更できる。				
	共済年金	会員・家族従業員及び補助者 (15才～70才)	共 済 会 (調査士会 経由)	年金型……公的年金の補完 一時金型……開業・結婚・独立資金・進学等の 準備金				
調 保 連	団体定期保険	会員・補助者 その家族・従業員 (15.7才～70.7才 更新継続 75.5才)	"	掛け捨て型の団体生命保険 主として不慮の事故				
	医療保険	上記加入者 (15.7才～65.7才 更新継続 75.5才)	"	医療保険制度 病気・不慮の事故・災害(入院・手術・看護費用)				
	賠償責任保険	会 員	"	上記の損害賠償責任補償保険と大体同じ				
	測量機器総合保険	測量機器を所有 管理する会員	"	業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害補償保険				
	所得補償保険	会員・補助者	"	保険期間中に病気、ケガによる就業不能の場合 1ヶ月につき契約した補償額を支払いする保険 (最長1年間)				
共 済	共済会 自家共済	会 員 (強制加入)	"	弔慰金・廃業一時金の給付 (例) 弔 慰 金 在籍22年以上 50万円 廃業一時金 在籍20年以上 20万円 在籍30年以上 40万円				

# 共済制度の一覧表

財務部 平成8年4月1日作成

掛金・保険料 (円)	契約更新	8.4.1現在 加入者数	備 考
Aセット 月当 1,000円 Bセット 月当 1,350円 何れか選択	1年更新 (自動継続)	152人	1. 損害賠償責任保険については ① 賠償責任保険普通保険約款 ② 土地家屋調査士特別約款 ③ 業務拡張担保条項 ④ 名譽棄損担保条項 ⑤ 廃業担保条件を参照 2. 詳細は、事務局にお尋ねください。 3. 参考資料 ① 事故例・約款集 平成5年6月三井海上火災保険 ② 日調連・共済制度のご案内(日調連パンフレット) ③ 調査士会「ご加入のすすめ」 ④ 関係規則・規約 4. 土地家屋調査士業務危険とは ○ 会員あるいは会員の補助者が土地家屋調査士業務を遂行するにあたって、業務上相当な注意を用いなかったために業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えた場合に適用されます。 ○ 同様に業務遂行にあたり、他人から預かった印鑑、疎明書類および図書を紛失したり、き損、汚損、あるいは盗難されたことにより委託者に財産的損害を与えた場合に適用されます。 5. 施設危険とは 土地家屋調査士業務遂行のために所有・使用・管理する施設の欠陥あるいは管理上のミスによって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を滅失、き損または汚損した場合に適用されます。 6. 共済制度とは 同じ調査士業務にたずさわる人々が互いに拠出しあって助け合うためにつくられた制度 7. 年金制度とは われわれ勤労者がその給与・所得から一定額を納め、退職後などに受け取る年金の制度 8. 保険制度 偶然の事故によって生ずる損害を保証するため契約者から保険料をとり、定められた額の保険金を支払う制度 9. ここでは職能型を土地家屋調査士国民年金基金(東京都文京区音羽1-17-16中銀音羽マンション)地域型を各都道府県に設置されている国民年金基金のことをいう。 10. 税務上の取扱いはすべてに配慮されている。
月当 1,000円	〃	41人	
入会金 50,000円	調査士会理事会・互助会規則による	261人	
(例)40才のとき A型 月額 9,900円 B型 月額 9,000円 C型 月額 7,200円	継 続 (注)加入出来ない方 1. 農業者年金加入者 2. 厚生年金など被用者年金加入者 3. 山口県国民年金基金加入者など	57人	
年金 月当 2,000円 一時払 1口50万円	継 続	1人	
(例)40才のとき 2口~20口まで 3ヶ月の掛金 2口 男1,822円 女1,526円 20口 男13,650円 女11,130円	1年更新 (自動継続)	156人 (690口)	
(例)男40才のとき 月払2,799円+特約574円 10年間掛金同じ	〃	10人	
	〃	0人	
Aコース年1000円× 契約金額 10万円 Bコース年700× Cコース年400×	1年ごと 契約更新	0人	
(例)男40才のとき A型(月額10万円)月 払1630円。E型まで ある。	1年更新 (自動継続)	0人	
月当 1,000円	日調連共済会規則・自家共済規約による	261人	

発行 山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2丁目9番15号

電話 (0839) 22-5975

FAX (0839) 25-8552

振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広報部長 高杉千河生

部員 阿部 次男

“ 河内 正幸

“ 上村 栄

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電話 (0839) 24-3130



### 紅葉谷公園・六角亭

紅葉谷公園は古くからあったいくつかの寺の庭園を公園化したもの。文字どおり紅葉の名所として知られています。この公園内の池畔にあるのが六角亭で、六角形の建物が池に閑静な姿を映して趣き深い。



### 錦雲閣

吉香公園の南にある絵馬堂。旧藩時代には3階建ての南矢倉でしたが、明治18年、吉川氏の居館跡が公園として開放された際、この跡に矢倉に似せて絵馬堂として建造されました。楯間の扁額は、毛利元昭の直筆として知られています。